

貸付条件

1 実施方法

県民ふれあい会館から厨房スペース等を借り受けて、食堂の運営を行うこと。

2 営業開始日

令和7年4月1日から令和7年6月1日までの間とし、食堂事業者選定後に県民ふれあい会館と食堂事業者が協議の上決定する。

3 営業日

県民ふれあい会館の開館日で日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く日とするが、利用者の利便性を考慮のうえできる限り、休日等も営業すること。

なお、県民ふれあい会館が事前に承認する場合は、この限りでない。

4 営業時間

(1) 午前9時から午後5時までの間を上限とする。（開館時間内）

なお、食堂事業者が準備等のために県民ふれあい会館に入館できる時間は午前7時30分から閉館時間までとする。

(2) 少なくとも午前11時から午後2時までは営業すること。

(3) 必要と認めるときは、協議のうえ、営業時間を延長し若しくは短縮することができる。

5 営業品目等

メニューは原則として自由とするが、会館利用者の昼食・喫茶として適当なメニューとすること。

(1) 提供希望メニュー

施設利用者への配達可能なもの。

(2) 食材については、鳥取県産のものを極力使用するよう努めること。

(3) 食事の提供以外に、次の商品を販売することができる。

鳥取県内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び地域活動支援センターで製造された商品

(4) 酒類及びタバコの販売は不可

(5) 研修室及び事務所への出前は、営業時間内は随時行い施設利用者の利便を図ること。

(6) 施設外の出前については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守して行うこと。

6 施設関連備品の提供等

(1) 食堂営業に係る厨房の機器備品については、貸付備品一覧（別紙5）を無償で貸し付ける。ただし、貸し付ける備品は、現に使用していたものであり、新品ではない。

(2) 貸付備品が故障等により使用不能となった場合、備品の修理及び更新は行わない。

(3) (1) 以外の厨房用品、什器その他必要な備品は、食堂事業者の負担とする。

7 事業実施に要する諸経費

- (1) 施設利用許可を行う部分及び共有スペースの清掃と廃棄物の処分については、食堂事業者の負担とする。
- (2) 施設利用許可を行う部分及び共有スペースに係る光熱水費は食堂事業者の負担とする。
- (3) 通信費、消耗品費、券売機等の設置に係る経費その他の営業に関する経費については、一切を食堂事業者の負担とする。

8 報告

県民ふれあい会館は、食堂事業者に、商品の種類、販売価格、売上数量、売上金額等について、必要に応じて報告を求めることができ、食堂事業者は必要な内容を報告しなければならない。それらに変更がある場合については、事前に報告する

9 法令、諸規則の遵守等

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、施設管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。
- (2) 県民ふれあい会館では消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定により自衛消防組織を設置しているため、食堂事業者は自衛消防組織の一員となる。
また、年 2 回の防災訓練に参加し、火元責任者を決めて常に防災に努めること。
- (3) 運営方針等、施設利用者からの意見を踏まえて会館が要望する事項については、最大限配慮すること。

10 容認事項

- (1) 会館は、設備点検のため年 1 回程度の停電作業を行う。
- (2) 営業時間外は、共有スペースを利用することはできない。ただし、会館が承認したときはこの限りでない。
- (3) 会館の敷地内の駐車場を食堂事業者が利用することはできない。ただし、食堂運営に必要な食材等の搬入時のみ利用を許可する。
無断駐車が確認された場合、会館は直ちに移動の指示を行う。
- (4) 厨房スペース及び配膳スペース以外に食堂事業者の物品等を置くことはできない。ただし、共有スペースにおいては、会館が承認したものはこの限りでない。
厨房スペース及び配膳スペース以外に食堂事業者の物品等が確認された場合、会館は直ちに移動の指示を行う。
- (5) 厨房スペース及び配膳スペースには、警備及び検針作業等で会館職員等が入室する。

11 その他

- (1) 営業上許可が必要な事項は、あらかじめ関係機関（保健所等）と協議を行い、食堂事業者で許可を受けること。
- (2) 県民ふれあい会館では、貸付備品の追加、改装等を行わない。
- (3) 食堂事業者が利用形態により改装を希望する場合は協議に応じる。ただし、改装費、契約終了後の原状回復に係る経費は食堂事業者の負担とする。
- (4) 食堂事業者は、貸付備品を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。